

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第 2 節 申告納税方式による関税の確定	第 2 節 申告納税方式による関税の確定
（特例輸入者に対する担保提供命令）	（特例輸入者に対する担保提供命令）
7 の 8 - 1 法第 7 条の 8 第 1 項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。	7 の 8 - 1 法第 7 条の 8 第 1 項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。
（省略）	（同左）
特例輸入者が上記 に該当する場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、原則として特例輸入者の承認を行った特例輸入担当部門の要請に基づき本関収納担当部門が行うものとし、据置担保（法、定率法その他関税に関する法律の規定により担保の提供を要する場合において、一定の期間内において提供すべき担保を一の担保によりあらかじめ提供する場合の当該担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。	特例輸入者が上記 に該当する場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、原則として特例輸入者の承認を行った特例輸入担当部門の要請に基づき本関収納担当部門が行うものとし、据置担保（法、定率法その他関税に関する法律の規定により担保の提供を要する場合において、一定の期間内において提供すべき担保を一の担保によりあらかじめ提供する場合の当該担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。
また、複数の官署において特例申告を行っている特例輸入者については、一括担保（二以上の税関官署において、輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。	また、複数の官署において特例申告を行っている特例輸入者については、一括担保（二以上の税関官署において、輸出入・港湾関連情報処理システム又は航空貨物通関情報処理システムを使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保（一の税関官署において、輸出入・港湾関連情報処理システム及び航空貨物通関情報処理システムを使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保を含む。）をいう。以下同じ。）により提供するものとする。
イ～ハ（省略）	イ～ハ（同左）
（省略）	（同左）
第 3 章 船舶及び航空機	第 3 章 船舶及び航空機
（外国貿易船等の入港手続）	（外国貿易船等の入港手続）
15 - 3 法第 15 条の規定による船舶等の入港手続については、次による。	15 - 3 法第 15 条の規定による船舶等の入港手続については、次による。
～（省略）	～（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>本邦内の開港等において法第 15 条第 1 項又は第 7 項に規定する積荷に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内の他の船（取）卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮陸揚貨物の船積（搭載）が確認された後速やかに（<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>による場合においては、船（取）卸港における船（取）卸確認までに）報告させることとして差し支えない。</p>	<p>本邦内の開港等において法第 15 条第 1 項又は第 7 項に規定する積荷に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内の他の船（取）卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮陸揚貨物の船積（搭載）が確認された後速やかに（<u>通関情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）</u>による場合においては、船（取）卸港における船（取）卸確認までに）報告させることとして差し支えない。</p>
<p>第 4 章 保税地域</p>	<p>第 4 章 保税地域</p>
<p>第 1 節 総 則</p>	<p>第 1 節 総 則</p>
<p>（口頭による見本の一時持出しの許可の申請）</p> <p>32 - 5 令第 27 条ただし書に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、後記 69 の 16 1 の の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域（「<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の第 2 章第 1 節 1 3 に規定する「システム参加保税地域」をいう。）以外の場所に置かれている貨物（航空貨物を含む。）について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>～（省略）</p>	<p>（口頭による見本の一時持出しの許可の申請）</p> <p>32 - 5 令第 27 条ただし書に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、後記 69 の 16 1 の の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域（「<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）の第 2 章第 1 節 1 3 に規定する「システム参加保税地域」をいう。）以外の場所に置かれている貨物（航空貨物を含む。）について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>～（同左）</p>
<p>（社内管理規定の整備）</p> <p>34 の 2 9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance-Program）を整備し、提出するものとする。ただし、法第 50 条第 1 項又は第 61 条の 5 第 1 項に規定する届出に係る場所において</p>	<p>（社内管理規定の整備）</p> <p>34 の 2 9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance-Program）を整備し、提出するものとする。ただし、法第 50 条第 1 項又は第 61 条の 5 第 1 項に規定する届出に係る場所において</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、法第 50 条第 1 項又は第 61 条の 5 第 1 項に規定する承認の申請の際に、令第 42 条第 2 項又は第 50 条の 4 第 2 項の規定に基づき提出された、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。</p> <p>及び（省略）</p> <p>貨物管理手続体制の整備</p> <p>倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。</p> <p>なお、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合においては、当該委託した業務に係る上記規定の整備及び税關への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、倉主等が自己の責任において行う。</p> <p>イ 搬入・搬出管理</p> <p>貨物の搬出入時における基本動作（社内電算処理システム又は<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を利用して保税業務を行っている保税地域については、当該システムに係る事務処理手続を含む。ロ、ハ及びホにおいて同じ。）の詳細について定める（例えば、搬入貨物に係る船卸票又は保税運送承認書等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認及び異常があった場合の対応、書類整備等。ロ及びハにおいて同じ。）</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>～（省略）</p>	<p>は、法第 50 条第 1 項又は第 61 条の 5 第 1 項に規定する承認の申請の際に、令第 42 条第 2 項又は第 50 条の 4 第 2 項の規定に基づき提出された、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。</p> <p>及び（同左）</p> <p>貨物管理手続体制の整備</p> <p>倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。</p> <p>なお、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合においては、当該委託した業務に係る上記規定の整備及び税關への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、倉主等が自己の責任において行う。</p> <p>イ 搬入・搬出管理</p> <p>貨物の搬出入時における基本動作（社内電算処理システム又は<u>通關情報処理システム</u>を利用して保税業務を行っている保税地域については、当該システムに係る事務処理手続を含む。ロ、ハ及びホにおいて同じ。）の詳細について定める（例えば、搬入貨物に係る船卸票又は保税運送承認書等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認及び異常があった場合の対応、書類整備等。ロ及びハにおいて同じ。）</p> <p>ロ～ホ（同左）</p> <p>～（同左）</p>
<p>第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（改善措置の求め）</p> <p>52-1 法第 52 条の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>貨物管理業務において<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を適時、適</p>	<p>第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（改善措置の求め）</p> <p>52-1 法第 52 条の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>貨物管理業務において<u>通關情報処理システム</u>を適時、適正に使用して</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
正に使用していない場合 及び（省略） 第 5 章 運送 (改善措置の求め) 63 の 5 1 法第 63 条の 5 の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。 (省略) 特定保税運送に関する業務において <u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u> を適時、適正に使用していない場合。 ~（省略） 第 6 章 通 関 第 1 節の 2 輸出申告の特例 (特定委託輸出申告の方法) 67 の 3 - 2 - 1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合には、令第 59 条の 5 第 2 項の規定に基づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の利用者コード（ <u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u> を使用する際に利用するコードをいう。）並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を <u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u> に登録を行うこととなるので留意する。ただし、法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する特定委託輸出者が同号に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記 67 の 3 - 2 - 3 の のによる貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうと	いない場合 及び（同左） 第 5 章 運送 (改善措置の求め) 63 の 5 1 法第 63 条の 5 の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。 (同左) 特定保税運送に関する業務において <u>通関情報処理システム</u> を適時、適正に使用していない場合。 ~（同左） 第 6 章 通 関 第 1 節の 2 輸出申告の特例 (特定委託輸出申告の方法) 67 の 3 - 2 - 1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合には、令第 59 条の 5 第 2 項の規定に基づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の利用者コード（ <u>通関情報処理システム</u> を使用する際に利用するコードをいう。）並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を <u>通関情報処理システム</u> に登録を行うこととなるので留意する。ただし、法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する特定委託輸出者が同号に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記 67 の 3 - 2 - 3 の のによる貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税関官署に「特定委託輸出

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する税関官署に「特定委託輸出申告包括申出書」(C - 9160)を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに貨物の蔵置場所の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。</p>	<p>申告包括申出書」(C - 9160)を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに貨物の蔵置場所の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。</p>
<p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に特定委託輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>	<p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に特定委託輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>
<p>（特定製造貨物輸出申告の方法）</p>	<p>（特定製造貨物輸出申告の方法）</p>
<p>67 の 3 - 3 - 1 特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。以下同じ。）が特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合には、令第 59 条の 5 第 3 項の規定に基づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イに規定する特定製造貨物を製造した者の氏名又は名称及び外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う運送者の氏名又は名称並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うとともに、当該申告に際しては認定製造者が自ら作成した貨物確認書（令第 59 条の 7 に掲げる事項を記載した適宜の書面をいう。以下同じ。）を提出することとなるので留意する。</p>	<p>67 の 3 - 3 - 1 特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。以下同じ。）が特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合には、令第 59 条の 5 第 3 項の規定に基づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イに規定する特定製造貨物を製造した者の氏名又は名称及び外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う運送者の氏名又は名称並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を通関情報処理システムに登録を行うとともに、当該申告に際しては認定製造者が自ら作成した貨物確認書（令第 59 条の 7 に掲げる事項を記載した適宜の書面をいう。以下同じ。）を提出することとなるので留意する。</p>
<p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に特定製造貨物輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>	<p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に特定製造貨物輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>
<p>第 9 章 雜則</p>	<p>第 9 章 雜則</p>
<p>（税関事務管理人の事務の範囲）</p>	<p>（税関事務管理人の事務の範囲）</p>
<p>95 1 法第 95 条第 1 項に規定する「これに関する事項」とは、例えば、次に掲げる事項をいう。</p>	<p>95 1 法第 95 条第 1 項に規定する「これに関する事項」とは、例えば、次に掲げる事項をいう。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>法又は定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく検査の立会い</p>	<p>法又は定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく検査の立会い</p>
<p>税関長又は税関の支署その他の税関官署の長（所属職員を含む。以下「税関長等」という。）が発する書類（<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>及び税関手続オンライン化省令第 4 条第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用した通知を含む。以下この項において同じ。）の受領 ～（省略）</p>	<p>税関長又は税関の支署その他の税関官署の長（所属職員を含む。以下「税関長等」という。）が発する書類（<u>通関情報処理システム</u>及び税関手続オンライン化省令第 4 条第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用した通知を含む。以下この項において同じ。）の受領 ～（同左）</p>
<p>（指定者の取扱い）</p>	<p>（指定者の取扱い）</p>
<p>100 6 手数料令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「指定者」とは、電子情報処理組織（<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用することのできる者であり、当該指定者がその後当該電子情報処理組織に係る利用契約の解除等により電子情報処理組織を使用できなくなった者は含まないものとする。また、指定者の確認に当たっては、法第 42 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 62 条の 2 第 1 項若しくは第 62 条の 8 第 1 項の許可又は定率法第 13 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の承認に係る業務について電子情報処理組織を使用できることを、保税監督部門において次により確認するものとする。</p>	<p>100 6 手数料令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「指定者」とは、電子情報処理組織（<u>通関情報処理システム</u>又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用することのできる者であり、当該指定者がその後当該電子情報処理組織に係る利用契約の解除等により電子情報処理組織を使用できなくなった者は含まないものとする。また、指定者の確認に当たっては、法第 42 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 62 条の 2 第 1 項若しくは第 62 条の 8 第 1 項の許可又は定率法第 13 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の承認に係る業務について電子情報処理組織を使用できることを、保税監督部門において次により確認するものとする。</p>
<p><u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用できることの証明は、<u>輸出入・港湾関連情報処理センター</u>株式会社から交付された利用承諾書等<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用できることを証する書類により確認するものとする。また、当該<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用できなくなった場合には、利用契約の解除通知書等<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用できなくなったことを証する書類により確認するものとする。</p>	<p><u>通関情報処理システム</u>を使用できることの証明は、<u>輸出入・港湾関連情報処理センター</u>株式会社から交付された利用承諾書等<u>通関情報処理システム</u>を使用できることを証する書類により確認するものとする。また、当該<u>通関情報処理システム</u>を使用できなくなった場合には、利用契約の解除通知書等<u>通関情報処理システム</u>を使用できなくなったことを証する書類により確認するものとする。</p>
<p>税関手続オンライン化省令第 4 条第 2 項の規定による通知及び提供を受けた者及び当該電子情報処理組織を使用できなくなった者の確認は、「税関手続申請システム」を使用して行わせることができる</p>	<p>税関手続オンライン化省令第 4 条第 2 項の規定による通知及び提供を受けた者及び当該電子情報処理組織を使用できなくなった者の確認は、「税関手続申請システム」を使用して行わせることができる</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」（平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号）の第 2 章 2 1 の規定により届出される別紙様式 1 及び同様式の別紙並びに同項の規定により通知される別紙様式 2 により確認するものとする。	税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」（平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号）の第 2 章 2 1 の規定により届出される別紙様式 1 及び同様式の別紙並びに同項の規定により通知される別紙様式 2 により確認するものとする。